本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例 \mathcal{O} _ 部 を改正する条例 (埼玉県条例第二十一号) (税務

一趣旨

規定の 行政手続等 整備を行う。 に おけ る 情 報通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 12 関する 法 律等 \mathcal{O} 部 改正 伴 V

一内容

- $\left(\longrightarrow \right)$ ることに 行政 手 伴 続 V 等 に 条例 お け 中 る 情 \mathcal{O} 報 文言を改 通 信 \mathcal{O} める。 技術 \mathcal{O} 利 用 に 関す る法 律 \mathcal{O} 題名等が 改 5 れ
- (___) を改める。 道路運送車両法第 四十一条に第二項 が 加 えら れることに 伴 11 条 例 中 \mathcal{O} 文言
- 三 その他

その他の規定の整備を行う。

二 施行期日

に \mathcal{O} おける <u>-</u> (一) に 1 者 ず 0 利 れ 情 0 か 便 報 性 11 V 通 \mathcal{O} 7 向 上 日 信 は \mathcal{O} 技術 並 公 び 布 \mathcal{O} に \mathcal{O} 行政 利用に関 日 又 運営 は 情 この簡素 する 報 通信 法律等 化及 技術 \mathcal{O} び \mathcal{O} 効率 活用 一部を改正する法 化 に を図る よる 行 た 政手続等に \emptyset 律 \mathcal{O} 行政手 \mathcal{O} 施 行 係 る 関 日

掲げる規定 <u>二</u> (三) に <u>-</u>(二) 0 0 \mathcal{O} 11 1 施行 て て は、 は \mathcal{O} 道路 道路運送車 運送 車 両 両 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 部 部を改正する法 を改 正する 法 律 律 \mathcal{O} \mathcal{O} 附則第 施 行 \mathcal{O} \exists 一条第六号